

確認した上で行うこと。  
(2) 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹色の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより替えが行われていないことを慎重に確認した上で、  
(3) 装着許可証の毀損等により確実に同一個体と認められず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められないものとする。  
(4) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにと。  
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

7. 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方  
販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。  
① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること

② 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによつて違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。

8. 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方  
傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

① 鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師(獣医師団体を含む)、動物園及び自然保護団体等と連携しながら、救護活動に對するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。

② 終生飼養及びリハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置づけを明確にするとともに、研修等を通じて

確認した上で行うこと。  
(2) 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。  
(3) 装着許可証の毀損等により確実に同一個体と認められず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められないものとする。  
(4) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにと。  
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

7. 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方  
販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。  
① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること

② 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによつて違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)などとする。

8. 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方  
傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

① 鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師(団体)、動物園及び自然保護団体等と連携しながら、救護活動に對するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。

② 終生飼養及びリハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置づけを明確にするとともに、研修などを

育成を図る等、民間による積極的な取組を推進する。  
③ 傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じ

る。  
④ 都道府県レベルで絶滅のおそれのある鳥獣についての救護体制を整備し、主導的に救護を実施する。  
⑤ 油汚染事件やボラテンエアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握する等救護体制の整備を図る。関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。  
⑥ 雑及及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。  
⑦ 救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況及び感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上、必要に応じて対策を講じる。  
(2) 救護個体の取扱い  
救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものと

する。  
① 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。  
② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のため活用又は終生飼養の検討を行う。これらの場合においては、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法で致死を検討する。  
③ 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、必要に応じて同法による手続を経た上で、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるか終生飼養する。  
④ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等の取扱いに関するガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。  
⑤ その他他の傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

(3) 人獣共通感染症対策  
収容個体は、必要に応じて、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人

通じて育成を図るなど、民間による積極的な取組を推進する。  
③ 傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じ

る。  
④ 都道府県レベルで絶滅のおそれのある鳥獣についての救護体制を整備し、主導的に救護を実施する。  
⑤ 油汚染事件やボラテンエアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握する等救護体制の整備を図る。関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。  
⑥ 雑及及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。  
⑦ 救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況及び感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上、必要に応じて対策を講じる。  
(2) 救護個体の取扱い  
救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものと

する。  
① 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法など関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。  
② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のため活用又は終生飼養の検討を行う。これらの場合においては、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。  
③ 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、必要に応じて同法による手続を経た上で、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるか終生飼養する。  
④ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等の取扱いに関するガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。  
⑤ その他他の傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

(3) 人獣共通感染症対策  
収容個体は、必要に応じて、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人

共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(4) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。  
① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認する。  
② 発見救護された場所での野生復帰させるとし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的な乱れを及ぼすことのないよう場所を選定する。

③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

9. 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合、国や都道府県内の関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査と並び、並びに高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関係な対応について整理しておくとともに、都道府県内の野鳥の生息状況及びウイルス保有状況調査等の実施体制の整備に努めるものとする。

なお、野鳥の生息状況やウイルス保有状況調査の詳細な項目等については、別途、国が作成した「高病原性鳥インフルエンザ発生時の鳥獣行政担当部局の対応について」(平成17年10月)を基に適切な実施を図るものとする。

さらに、鳥獣の異常死が発生した場合の対応に関する基本的な考え方を整理しておくものとする。

共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(4) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。  
① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認する。  
② 発見救護された場所での野生復帰させるとし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的な乱れを及ぼすことのないよう場所を選定する。

③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

9. 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合、国や都道府県内の関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査と並び、並びに高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関係な対応について整理しておくとともに、都道府県内の野鳥の生息状況及びウイルス保有状況調査等の実施体制の整備に努めるものとする。

なお、野鳥の生息状況やウイルス保有状況調査の詳細な項目等については、別途、国が作成した「高病原性鳥インフルエンザ発生時の鳥獣行政担当部局の対応について」を基に適切な実施を図るものとする。

さらに、鳥獣の異常死が発生した場合の対応に関する基本的な考え方を整理しておくものとする。

